

国立大学法人東京外国語大学内地研究員に関する内規

〔昭和 28 年 7 月 1 日〕
制 定

改正 平成 16 年 12 月 28 日規則第 237 号
平成 19 年 3 月 12 日規則第 25 号
令和 4 年 3 月 22 日規則第 33 号

第 1 条 大学における教授、准教授、講師及び助教であって、本学において更に教授研究能力の向上を目的とする者があるときは、選考の上内地研究員として受け入れることができる。

第 2 条 選考に当たっては、研究事項、研究計画、研究能力、健康等を考慮して、教授会がこれを行う。

第 3 条 内地研究員に指導教員を置く。

2 指導教員は、教授会の議を経て学長がこれを定める。

第 4 条 指導教員が必要と認めるときは、学長は教授会の議を経て、内地研究員に対し学部の講義、ゼミナール等に出席することを許可することができる。

第 5 条 内地研究員は、図書館及び研究施設を利用することができる。

第 6 条 内地研究員の研究期間は、1 年とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、又は短縮することができる。

第 7 条 内地研究員が所定の期間研究に従事し、その研究につき報告書を提出したときは審査の上、学長は教授会の議を経て研究証明書を与えることができる。

第 8 条 内地研究員の研究に要する研究料の月額については、国立大学法人東京外国語大学授業料その他の費用に関する規程に定めるところによる。

第 9 条 内地研究員に適しないと認められたときは、学長は教授会の議を経て研究を中止させることができる。

第 10 条 この内規に定めるもののほか、内地研究員の受入れに必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、昭和 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 16 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。